令和８年（フ）第２８１号
高知市大津乙127番地１
債務者　中村　浩康
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７号
大分県豊後大野市大野町藤北155番地　市営中原住宅　Ｂ３号
債務者　渡邉信太郎
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
大分県竹田市荻町恵良原739番地６（桜住宅５号）
債務者　後藤　玖美
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第２０号
大分県竹田市大字竹田町391番地（春岡アパート201）
債務者　坂本　　洋
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第１７９号
北海道帯広市東５条南11丁目７番地
債務者　中村　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７０号
秋田県能代市住吉町１番18号　住吉レジデンス203号
債務者　小林　龍麗
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４３号
秋田県横手市平鹿町醍醐字館ノ下53番地
債務者　畠山　桃子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１０８号
福島県喜多方市関柴町上高額字宮越509番地２　扇屋荘１号
債務者　渡部惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
福島県耶麻郡西会津町登世島字端村中乙1009番地
債務者　伊勢亀章浩
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
静岡県駿東郡長泉町本宿616番地の１
債務者　菊島　純一
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３４７号
静岡県熱海市小嵐町８番11号　県営上小嵐団地24号
債務者　梅村　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３７１号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の30
債務者　小山　すゑ
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
奈良県生駒市壱分町1173番地１　ＶＩＴＡ壱分206
債務者　竹川　明恵
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４７号
奈良市南紀寺町三丁目68番地の３　紀寺リバーヒル105号
債務者　金田　香月
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１０号
香川県高松市木太町3700番地２　第１吉田マンション106
債務者　佐藤　祐司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８９号
香川県高松市田町４番地18　田町ハイツ702
債務者　河本　未来
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係